

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 この条例において「医療費」とは、社会保険関係法による次に掲げる療養(第3条第1号の<u>子どものうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「高校生等」という。)</u>については、<u>病院又は診療所で入院して行われるものに限る。</u>)等に要する費用をいう。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>6～8 省略</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第4条 <u>支給対象者(高校生等を除く。)</u>又は保護者等は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、支給を受ける資格について認定を受けなければならない。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(支給の申請等)</p> <p>第7条 <u>受給資格者若しくは高校生等又は保護者等は、前条の医療(高校生等にあつては、病院又は診療所で入院して行われる医療)を受け、一部負担金を保険医療機関等に支払ったとき又は療養費に係る費用を負担したときは、市長に福祉医療費の支給を申請するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第1項の規定は、第7条第1項の規定による申請を行った高校生等について準用する。この場合において、第1項中「次に掲げる」とあるのは、「第3号から第5号までに掲げる」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第11条 市長は、<u>受給資格者又は高校生等が、当該医療の支給に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 この条例において「医療費」とは、社会保険関係法による次に掲げる療養等に要する費用をいう。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>6～8 省略</p> <p>(認定の申請等)</p> <p>第4条 <u>支給対象者又は保護者等は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請し、支給を受ける資格について認定を受けなければならない。</u></p> <p>2～3 省略</p> <p>(支給の申請等)</p> <p>第7条 <u>受給資格者又は保護者等は、前条の医療を受け、一部負担金を保険医療機関等に支払ったとき又は療養費に係る費用を負担したときは、市長に福祉医療費の支給を申請するものとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第11条 市長は、<u>受給資格者が、当該医療の支給に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。</u></p>